平成２６年（フ）第９６号
長崎県大村市玖島３丁目571番地83　玖島コーポＣ―201、前住所長崎県大村市松原本町157番地
債務者　松尾　　智
1　決定年月日時　平成26年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第３３９号
愛知県岡崎市花崗町１丁目23番地　トウカイハイツ202、前住所愛知県西尾市鶴城町丘36番地　ハートホームＶＣ号室
債務者　玉城　喜乃
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３８５３号
大阪市淀川区三津屋中１丁目４番７号　グランメールマツダ403号
債務者　岸本　真紀
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８６５号
大阪市阿倍野区天王寺町南２丁目22番23号　ルネス天王寺南201号
債務者　森北　　宏
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１８１号
大阪市住吉区庭井２丁目20番29号　シャトル庭井203号
債務者　三浦　正夫
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２３２号
大阪市住吉区苅田３丁目２番18―506号
債務者　奈良クロスこと　奈良　雅之
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２６９号
大阪府池田市住吉１丁目17番24―304号　池田コープ
債務者　濱川　千果
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２７５号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番36―1002号
債務者　中尾　　満
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３６９号
大阪府八尾市太子堂２丁目４番27―207号
債務者　山田　巴子
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４０５号
大阪府茨木市東中条町13番24号　富本荘５号
債務者　川口　幸男
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４１４号
大阪市北区松ケ枝町４番18号
債務者　恒藤　俊治
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５９５号
大阪府豊能郡能勢町山辺138番地の25
債務者　和田　　満
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６１３号
大阪府枚方市楠葉朝日２丁目11番10号、前住所大阪府枚方市楠葉並木２丁目28番14―202号
債務者　額田美智代
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７０７号
大阪府枚方市大峰元町２丁目３番30―14号
債務者　池田　祐介
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７０８号
大阪市城東区今福東３丁目15番22―1307号
債務者　岩本みゆき
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７１１号
大阪市淀川区十三本町１丁目21番７号　丸山文化１Ｆ右、前住所大阪市西淀川区歌島２丁目４番39―308号
債務者　石岡　浩一
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７３４号
大阪市此花区島屋６丁目２番100―2002号
債務者　加古　浩一
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部